

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○永岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。ありがとうございます。

特商法の二回目の質問をさせていただきたいと思えます。

消費者庁は、消費者行政のかじ取り役として、消費者が主役となって安心して豊かに暮らすことができる社会を実現する、これが理念ですけれども、こういった目的を本当に達成できている庁となっているのか、そして、この特商法、預託法改正案がそのようなになっているのかという点からお聞きをしたいと思います。

今日も午前中からありますクーリングオフ通知を電磁的方法で行う場合の効力の発生時期について、まず、これをお伺いします。

私、これはもう三回目なんです。何で三回もやらなあかんのかというと、消費者庁の答弁が答弁として成り立っていないからです。そして、何度も何度も、これでは駄目だから、修正をしな

ければ穴になりますよと申し上げてまいりました。どのように穴が空くのかということについて、順次お伺いをしてまいりたいと思えます。

消費者庁は、これまでの答弁で、電子メールによるクーリングオフについては、その性質上発信と同時に到達して効力が生じるから、発信主義の特則に入らなくてもよいと答弁をされてまいりました。もう何度も何度も、議事録にも残っております。

その答弁が、そしてその説明が事実かどうか、まずは、電子メールを担当しておられる総務省にお聞きをしたいと思います。

消費者庁は電子メールは発信と同時に到達をするというふうに考えておられるようですけれども、総務省も電子メールは発信と同時に到達するものと考えておられるのか。それとも、やはり、何らかのトラブル等により発信と同時に到達をしない、そういうずれもあるものだと考えているのか。総務省の御見解をお伺いいたします。

○今川政府参考人 お答え申し上げます。

一般的には、メールを送受信する際、メールの送信者の利用するメール送信サーバーからネットワークを経由して受信者のメール受信サーバーにメールが送られることとなります。

通常であれば受信者側に速やかに到達するものというふうに考えておりますが、サーバーやネットワークの状況によつては、一定程度、到達に時間がかかることも承知しております。

○尾辻委員 総務省は、一般的には速やかに到達するが、サーバーやネットワークの状況によつて

は、一定程度、到達に時間がかかることもあるとお答えになりました。

消費者庁は、私たちにずっと、発信と同時に到達して効力が生じるという前提で話をされてきましたけれども、総務省の電子メールに対する見解と違います。ですので、まず、この発信と同時に到達して効力が生じるということが不正確であり虚偽であるということを私は申し上げたいと思えます。

答弁の撤回と修正をお願いいたします。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

今般の改正法案において、郵送等により到達までに時間を要する記録媒体に記録された電磁的記録については、発送したときに効力を生じる旨の規定を明示的に置くとともに、その性質上到達に時間を要しない電子メール等についても、発信と同時に到達して効力が生じることとなる。

したがって、熟慮期間を確保するという趣旨は貫徹されておりまして、これまでのクーリングオフの発信主義の考え方に変更を加えるものではないというふうに考えてございます。

○尾辻委員 片桐審議官、答えておられません。

その性質上発信と同時に到達するということが総務省の答弁では違うというふうになったんですから、皆さんの言っていることは違うわけですから、まず、そのメールに対する前提が崩れましたから、それを修正してください。イエスカノーです。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

電子メールにつきましては、その性質上発信と同時に到達するというところでございまして、それ

を踏まえて答弁をさせていただいているというところでございます。（尾辻委員「答えていないです」と呼ぶ）

○永岡委員長 尾辻かな子君、もう一度、質問してください。そうしたら、呼びます。

○尾辻委員 もう一度だけ聞きます。もうここで時間を取っているのもつたないのです。

電子メールの性質については総務省と意見が食い違っております。総務省が電子メールの所管官庁です。ですから、それに合わせて答弁を修正するか、撤回するか、どちらかお答えください。しないということであれば、しないとお答えください。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

答弁を修正するかしないかということではなくて、法律上の整理を申し上げているということだというふうに理解をしております。（尾辻委員「答えていないですよ。修正か撤回を私は求めています、答弁を求めています。委員長、答弁を求めてください」と呼ぶ）

○永岡委員長 片桐審議官、質問にしっかりと答えただけだと思います。よろしく願います。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

メールの効力につきましては、仮にクーリングオフの電子メールについて販売業者が不到達と主張したとしても、消費者がクーリングオフを行なったことが明確であれば、クーリングオフは電子メールの送信をもってその効力が発生し得るといふふうに考えられます。

また、クーリングオフについては、正しく行使すればその効果が認められ、これに反する特約は無効であるということでございます。

こういった法律の解釈について答弁させていただいているところでございます。

○尾辻委員 修正するか撤回するかを聞いています。答えていません。しないなら、しないと答えてください。

○永岡委員長 もう一度、しっかりと、片桐審議官、お願いいたします。その部分だけ、はっきりと言っていたらいい。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

修正も撤回もいたしません。

○尾辻委員 というところで、総務省における電子メールというのは、もちろん発信と同時に到達も通常はするけれども、やはりサーバーやネットワークの状況によって一定程度到達に時間がかかるよというものだよという性質ですけれども、消費者庁における電子メールは、いや大丈夫です、発信と同時に到達して効力が生じる、それが消費者庁の考える電子メールであるということをおっしゃったということ。でも、現実から離れた答弁かなという事です。そもそも、発信主義の特則を入れなくていいという前提が崩れているんです。それを今から法案としてやっていくということがいかに御都合主義的な話なのかということがよく分かりました。今、Gメールもそうですよね、皆さん、iPhoneとかもそうですよね、メールを送っても届かないとか遅延するというのはよくありますよね。でも、消費者庁はその立場に立た

ないということ。消費者が送るメールはすぐに届くということをおっしゃっているということがよく分かりました。

次に、法務省にお聞きいたします。

今回、特商法の改正案には電子メールは発信主義の特則に入れませんでした。これは、午前中の門山さんの質問のときにもはっきりとお答えをされております。ですので、発信主義の特則に入らないということは、特別法において、特別法である特商法において定めがなくなりすから、民法の原則によるのが文理解釈の原則であると池本参考人も指摘をされました。

そこで、法務省にお聞きいたします。

まず、民法において、電子メールの意思表示は、特別法に定めのある場合を除いて、到達時に効力を生じるということでしょうか。

○堂蘭政府参考人 お答えいたします。

意思表示の効力発生時期につきまして、民法では、九十七条一項において、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。」と規定しております。

したがって、電子メールによる意思表示につきましても、特別法に別段の定めがある場合を除いてこの規定が適用され、その意思表示が到達したと言える時点からその効力が生じるということになるかと思えます。

○尾辻委員 明確に、民法では届いた時点から効力を発するということであるということを明確に述べられ、特別法の定めのある場合を除いてはそうだとおっしゃいます。

更にお聞きをいたします。

九十七条二項、わざと妨害するとかそういうことの場合を除いて、例えばプロバイダー等の原因つまり事業者側に帰責性がないような状態とかが考えられますけれども、発信と到達が同時に起こらなかった場合、到達時に効力が発生をするということでもよろしいでしょうか。

○堂蘭政府参考人 お答えいたします。

ただいまお答えしましたとおり、意思表示は、電子メールによるものを含め、相手方に到達したと言えるときからその効力を生ずるということになります。

意思表示の到達時点の認定につきましては、最終的には個別の事案における裁判所の判断によるものの、例えば、電子メールの発信後、プロバイダー側の原因により直ちに相手方がそれを閲読できる状態にならなかった場合には、その時点で到達したとは言えず、意思表示の効力は、到達したと言える時点、すなわち閲読可能な状態になった時点であると考えられるところでございます。

○尾辻委員 九十七条一項は、サーバーとかプロバイダーの遅れによって到達をしたとしても、相手の手元に届いて読めるようになったときに効力を発するということになりました。

そして、次のも大きな大きな争点です。

今回の特商法の改正案は、つまり、一般法の効力を、ないように、ちゃんと特別法の定めがあるものなのか、そして、私との二回の質疑の中で消費者庁は、通達によって発信主義を担保するんだとはつきりとお答えになりました。

では、法務省にお聞きをいたします。

特別法の条文に定めがなく、通達によって特別法の効力は定められるものなのでしょうか。

○堂蘭政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、民法では一般法として到達主義を取っておりますので、その例外を設けるということになれば、それは特別法が必要になるということになるかと思えます。

○尾辻委員 もう一度、大事なところで聞きますけれども、一般的でいいです、通達で特例を定められますか、それとも、特例を定めるためには特例法が必要ですか、条文が必要ですか。

○堂蘭政府参考人 お答えいたします。

もちろん、通達で創設的に民法の例外を設けるということではできないかと思えますので、何らかの根拠となる法律、特別法が必要だということになるかと思えます。

○尾辻委員 明確に、根拠法が必要であるということになります。

今回の特商法にその根拠法はございますか。

○片桐政府参考人 繰り返し返しの答弁で恐縮でございませけれども、特商法の解釈について述べているもの、御答弁申し上げているところでございます。（発言する者あり）

○永岡委員長 止めてください。

〔速記中止〕

○永岡委員長 では、速記を起こしてください。

片桐審議官、お願いいたします。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

電子メールについては、その性質上、発信す

ば直ちに到達することから、あえて規定を設けることはしていないということでございます。

○尾辻委員 委員長、私の言葉に答えるように言ってくださいね。

根拠条文がありますか。特別法による定めがないと、民法が一般法としていくんです。では、今回の特商法に根拠となる条文、一般法が適用されないという根拠となる条文がありますか、ありませんか、このどちらかです。消費者に関する法律ですよ。消費者が分からない、私たちも分からないような答弁をされたら困ります。しつかり答えてください。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の電子メールの効力を発生する時期については、電子メールについては、性質上、発信すれば直ちに到達することから、あえて規定を設けることはしていないというところでございます。

○尾辻委員 答えていません。これでは、これ以上質疑できません。答えさせてください、委員長。止めてください。これは大事なところでですよ。

○永岡委員長 止めてください。

〔速記中止〕

○永岡委員長 では、速記を起こしてください。

片桐審議官。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

特商法のクーリングオフ制度の趣旨に鑑みて、この特商法の解釈として、電子メールについては、送信をもってその効力が発生するというところでございまして、それを踏まえた今回の法改正の提案をさせていただきますということでございます。

（尾辻委員「答えていません。委員長、もうこれは三回目ぐらいですよ。ちゃんと答えさせてください」と呼ぶ）

○永岡委員長 尾辻かな子君。（尾辻委員「いや、答えていないですよ。手を挙げられません」と呼ぶ）

高田次長。

○高田政府参考人 お答えいたします。

特商法で、九条二項で、当該書面を発送したときとか、そういう規定がございます。この規定が置かれていた趣旨は、郵便等による送付等を念頭に置いたときに、消費者に与えられるクーリングオフを行使するかどうかの熟慮期間が確実に確保されるよう、郵便等によるクーリングオフの相手方への到達に要する期間によって、クーリングオフの期間が実質的に短くならないように設けられた規定でございます。

この点、電子メールについては、発信すれば直ちに到達することから、あえて規定を設けないという解釈の下に、今回の条文を提案しているところでございます。（尾辻委員「同じ答弁して、私の質問に答えていません。答えさせてください。答えないなら、一旦休憩して議事整理してください。答弁整理してください。これ以上、質疑を続けられません」と呼ぶ）

○永岡委員長 尾辻かな子君、今、解釈をおっしゃっていましたよ。

○尾辻委員 違いますよ。根拠法があるかないか聞いています、特商法に。あるともないとも答えていないじゃないですか。もう五回ぐらい聞

いています。

○高田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の何か特別な規定ということではないかと、現在の九条の二項がございませぬけれども、今回は電子メールです。電子メールですので、このような規定は置いていない。

そういう意味では、委員が御指摘のような、二項のような規定はございませぬ。ただし、それは解釈として、これは必要ないと考えたというものでございます。

○尾辻委員 根拠を置いていない。それでは、民法の九十七条の到達主義になるという解釈になります。よろしいですね。イエスカノーです。

○高田政府参考人 先ほどから御説明しているとおりの、消費者庁は、このような解釈で条文を提案しているところでございます。

○尾辻委員 イエスカノーで答えてくださいよ。条文にないのに、条文ですとか、答えられないじゃない。ちよつとすれ違っていますよ、ずっと。もうこれ以上やるなら、質疑できません。

○片桐政府参考人 先ほどから答弁申し上げているのは、特商法のクーリングオフの制度の趣旨に鑑みて、踏まえて、特商法の解釈について申し述べているところでございます。民法のその原則とのそごというのとは生じていないというふうな理解をしております。

○尾辻委員 同じことを何回も聞いております。ここにいていただいている皆さんは、消費者庁がごまかしの答弁をしておられることは百も承知だと思えます。

これは、あれですからね。一足す一は二になりますよ、黒い色のものは白ですよ、黒い色のものは黒ですよ、ということだけを聞いています。価値判断を聞いています。これは、違う。一足す一は二になりますかというのに、違う。答弁ばかりされたら、これは質疑になりませぬし、私たちが立法府を何だと思っているんですか。

もう一度だけ聞いて、これでできなかつたら、私、もう質問を打ち切ります。こんなの、できませんよ、これ以上。理事会を開いて、答弁修正をしていただくなり、答弁撤回するなり、新しい解釈を持ってくるなりしていただかなければ、これ以上質疑はできませんというのを申し上げて、最後にもう一度だけ申し上げます。

今回、消費者庁は、電子メールによるクーリングオフを、いわば発信主義の特則に入れなくても効力が生じるんだ、発信するときに効力が生じるんだと言っている。法務省は、それであれば、民法に、それは違うんだから、特別法によって定めなければ、特別法の条文によって定められないとそれは担保されないんだ、通達では担保されないんだと言っているんです。今までずっと、通達によって担保すると言っていたやつが、法務省の解釈、一般の民法の解釈では、それは駄目だと言われたんです。

だから、今回、電子メールによるクーリングオフは、九十七条一項の、民法による到達主義になりますね。イエスカノーです。イエスカノーです。これがイエスカノーで答えられないなら、これ以上できませんよ。消費者に関する一番大事な法律をや

っているのに、その根拠の条文があるかないかすら答えないというのは、立法府を愚弄していませんよ。白い色は白でしょう。黒は黒でしょう。一足す一は二ですよ。ただそれだけを聞いているのに、そこをごまかした法律なんか作れませんよ。もう一度。イエスカノーですよ。

○高田政府参考人 お答えいたします。

特商法上、委員御指摘のような趣旨の条文は九条二項にはございませんけれども、特商法の趣旨を鑑みて、消費者庁として、これはこのような趣旨であると、通達で可能であると考えております。○尾辻委員 答えていません。質問できません。認めないです。止めてください。議事整理してください。答弁整理してください。事実ですから。○永岡委員長 止めてください。ちよっと止めてください。

〔速記中止〕

○永岡委員長 速記を起こしてください。

高田次長。

○高田政府参考人 お答えいたします。

メールは、法務省のお話にもありましたように、発信すれば到達したときに効力を生じるものがございますけれども、このクーリングオフの趣旨から考えれば、発信していれば到達したと考えられる場合があり得る、そういうことを通達で示したい。つまり、到達したと考えられる場合、例えば発信の記録があるとか、そういう場合でございます。

○尾辻委員 いや、答えていないんですけれども。

違う違う。民法九十七条一項の到達主義になりませんか、なりませんか。イエスカノーかと言ったはずです。

○高田政府参考人 法律的には、委員御指摘のとおり、到達したら効力を生ずるといふものでございます。発信した場合は多くは到達する。到達していないと言われても、発信が確認できれば到達したというふうはこの法律では扱う場合があり得るといふことでございます。

委員御指摘のように、到達している、ないしは到達したと考えられ得るといふものが合わされば、それで、発信した結果、到達してクーリングオフということになるというものでございます。

○尾辻委員 じゃ、イエスカノーで答えられる質問をもう一度お聞きします。これで答えなかったら、議事止めてください。理事会で議事整理してください。

今、お答えになりました。九十七条一項の民法の到達主義によると高田次長はお答えになりましたね。

○高田政府参考人 お答えいたします。

到達主義といえどももしかかもしれませんけれども、ただし、発信して到達したと考え得る場合は到達したと考えられるというのがこの制度の趣旨であるということでございます。委員御指摘のとおり到達しないといけないう意味では到達でございます。

○尾辻委員 ということでありまして、今回の特商法において、電子メールによるクーリングオフは、到達をしないとその効力を発しないという九

十七条一項が適用されるということを高田次長もお認めになりました。

私たちは、これは、それでは消費者の利益にならないから、ちゃんと九条二項の発信主義の特則に入れてくださいよ、これが入れたらクーリングオフはこれで成立するんですからと言ってきたのに、結局、詭弁を弄し、そして、条文もないのに、気持ちだけで、いやいや、発信したら効力があるんですと、私たちにずっとそうをついてきたんですよ。

ということ、今までの審議が全部無駄になっています。なので、ちよっと修正した答弁をしっかりと、もう一度出していただけですか。今まで、だって、私たち、もう参考人もやって、一回目もやって、でも、その答弁、崩れたんですよ、今、変えましたよ。変えました。ですの、ちゃんと、変えたということ、みなさんに説明がいただきたいので、一旦、暫時休憩いただきたいと思います。議の途中で法案の解釈を変えたんですから。消費法のとくと一緒ですよ、これ。

○永岡委員長 高田次長、きちんと説明をお願いいたします。

○高田政府参考人 到達すれば効力を生じるといふものでございます。発信すれば普通は到達する。ただ、到達しない場合も、恐らくサーバー等の原因で到達しない場合もあるかもしれない。それも、発信したということが分かれば、到達したとこの法律では扱うというものでございます。

到達しないと効力を発しないという意味では、先ほど法務省さんとちよっと整理した結果、そう

いうことだろうと、それに基づいて今までの説明を整理させていただいたものでございます。

○尾辻委員 委員長にお願い申し上げます。

今までの消費者庁の答弁と今答えた答弁は、事実が違います。なので、きっちり消費者庁に、答弁をして、理事会に持ってきていただいて、整理をしたものを私たち聞かないと、これ以上審議できません。今までの審議、全部無駄になっていますから。委員長、一回止めてください、そして理事会に入ってください。

○永岡委員長 もう一度、しっかりと。

高田次長。

○高田政府参考人 お答えいたします。

今までの答弁は、発信したら到達して効力を生じるというふうにお答えしておりましたので、到達して効力を生じる、そこは変わっておりません。（発言する者あり）それは、だから、到達していない場合であって、到達していない場合は、発信したことが分ければ、それは発信して到達したものと考え得るというものでございます。

○永岡委員長 尾辻さん、いかがですか。

○尾辻委員 答えていませんよ。答えていないので、これ以上続行できません。答えさせてください、整理させてください、委員長。

○永岡委員長 それでは、最後、もう一度聞かせてください。高田次長、よろしくお願いします。

○高田政府参考人 お答えいたします。

発信と同時に到達して効力が生じる、そこは変わっておりません。特商法の解釈といたしましては、発信していれば、発信ということが確認して

いれば特商法上のクーリングオフの効力は生じる。それは、特商法の趣旨として、冷静になって考える期間というのが短くならないという意味でございまして、そこは変わらないというところでございまして。

○永岡委員長 尾辻かな子さん、終わっておりませぬけれども、しっかりと質問もしていただきたいと思っております。

○尾辻委員 もう一度申し上げます。もう皆様は分かっておられると思っております。今まで消費者庁は、発信と同時に到達してその効力が生じるから、クーリングオフは発信と同時にその効力が生じると言ってきたんです。しかし、法務省に聞いたら、それをするためには条文が必要だと言ったんですよ、通達じゃ駄目だと。その条文はありませんかと。いっただら、条文はないんですよ。だから、到達主義になりますねと、九十七条一項、民法の到達主義になりますねということをお認めになりました。

今までのやっていた答弁と百八十度という違うことになりましたから、ちゃんと整理をして、理事会に出していただいて説明をしていただかないと、今までの解釈と変わったんです。ですので、これでは採決できませんよ。そして、今までの審議も無駄になっていますからね。消費者庁が、自分たちで勝手に、いや、自分たちはこう言っているからそうなるんだと。根拠の条文はありますか。法務省に聞いたら、条文がないとそんなことはできませんよと言われたんですよ。これでできるというなら、立法府を愚弄してい

ますよ。これでできるというなら、立法府を愚弄していますよ。ですから、これ以上審議できません。

委員長、これはすごく大事なところですから、休憩をさせていただいて、ペーパーで今の解釈を出すように、それまで審議を休憩してください。

○永岡委員長 今の尾辻さんの質問と、法務省共に、少しまとめていただいて、分かりやすく、しっかりと理事会に持ってきていただければと思いますが、いかがでしょうか。（尾辻委員「次、採決になりますから、今、理事会を開いてください。今、休憩して、理事会を開いて、答弁整理してください」と呼ぶ）

理事会というよりも、ここでもっとお話しができるように、まとめたいただけるとありがたいと思います。（発言する者あり）

今の尾辻さんの議論ですね、尾辻さんがおっしゃるには、これは消費者庁の意見が変わったと。変わったということですから、そういうことを、しっかりと、そうではない、そうであるということとを、消費者庁、また法務省の方も御協力いただきまして、ひとつつ話しをしていただきまして、筆頭間で話しができるように、ちよつと議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

質疑は続行させていただきますので、尾辻議員、本場にありがとうございます。

○尾辻委員 私は、休憩をし、議事整理をしていただきたいと思いますことを求めました。ただ、委員長としては休憩をしないということですね。

○永岡委員長　そうです。このまま続けさせていただきます。

○尾辻委員　大変残念です。

一言で申し上げると、消費者庁にお願いしたいのは、電子メールによるクーリングオフは到達しないと効力を発しませんので、デジタル化といっても、そういうふうに消費者の利益になりませんので、皆さん、電子メールによるクーリングオフはやめてくださいということをお願いいたします。すようにお願いを申し上げます。

以上、終わります。